



# 令和7年度 放課後児童クラブ利用料減免のご案内



八戸市では、放課後児童クラブを利用する方の経済的負担を軽減するため、利用料を減免する制度を実施します。下記をよくお読みの上、該当する方は、放課後児童クラブに申請書類を提出してください。

## 1 対象世帯と減免内容

対象世帯	減免内容
生活保護を受給している世帯	利用料(おやつ代等を除く)※の <u>全額</u>
就学援助の認定を受けている世帯	利用料(おやつ代等を除く)※の <u>2分の1に相当する額</u>



※ 減免対象となる利用料とは？

毎月支払う利用料のうち、おやつ代等の実費徴収額を除いた額を指します。

【例】 毎月支払う利用料が5,000円の場合

対象世帯	毎月支払う利用料			減免額
		実費徴収額 (減免対象外)	実費徴収額を除いた額 (減免対象)	
生活保護を受給している世帯	5,000円	2,000円	3,000円	3,000円
就学援助の認定を受けている世帯				1,500円

## 2 減免期間

対象世帯	減免期間
生活保護を受給している世帯	生活保護の受給開始月分(令和7年4月以降)～令和8年3月分
就学援助の認定を受けている世帯	就学援助費の認定開始月分(令和7年4月以降)～令和8年3月分

## 3 申請書類

### ○減免申込時の申請書類

- 減免対象者承認申請書(様式は、市ホームページからダウンロードいただけます。) 市ホームページ
- 生活保護世帯の場合:生活保護受給証明書(写し)
- 就学援助世帯の場合:就学援助の認定が分かる書類(写し)



### ○承認事由に変更が生じた場合 ※ の申請書類

- 減免承認者事由変更申出書(様式は、市ホームページからダウンロードいただけます。)



※承認事由に変更が生じた場合とは？

- 放課後児童クラブの利用を中止する場合
- 減免対象世帯の要件に該当しなくなった又は変更が生じた場合

## 4 申請手続き

**申込時** 申請書類(1)及び(2)を各放課後児童クラブにご提出ください。

⇒申請書類を各クラブから受領後、市が審査を行い、審査結果を申請者(保護者)に通知します。

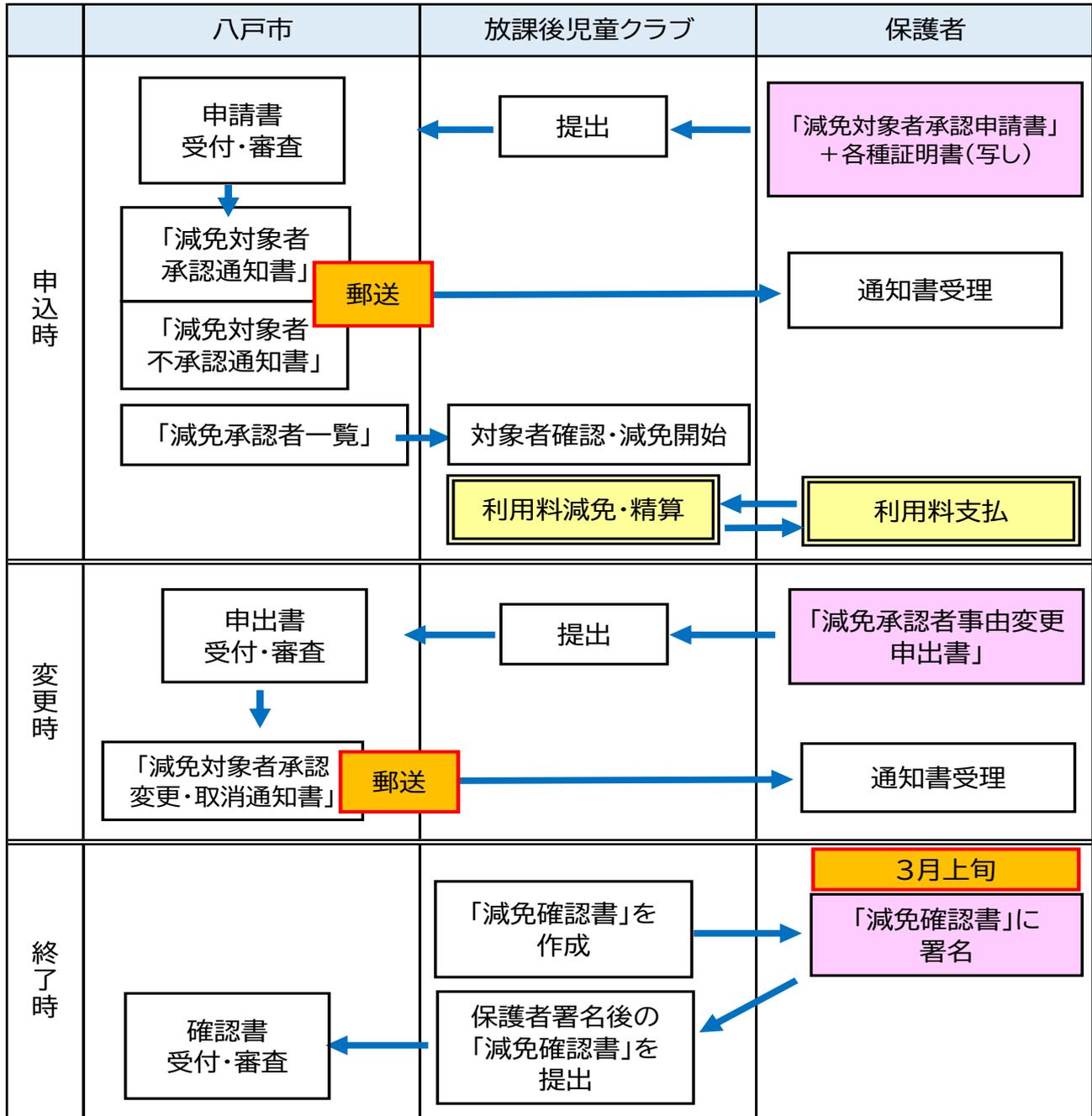
**変更時** 申請書類(3)を各放課後児童クラブにご提出ください。

⇒申請書類を各クラブから受領後、市が審査を行い、審査結果を申請者(保護者)に通知します。

**終了時** 減免を受けたことを確認するため、クラブ作成の確認書に署名(サイン)をお願いいたします。

○ 申請手続きチャート図

…保護者提出書類



5 Q & A

Q: 減免申込時の申請書類はいつまでに提出すればいいですか？

A: 提出期限は、各クラブで異なりますので、各クラブに直接ご確認ください。

なお、新たに対象世帯になった場合等、提出期限に間に合わない場合は、随時の提出も可能です。

Q: 市から「減免対象者承認通知書」が届いたのですが、クラブに見せたほうがいいですか？

A: 市からお子様を利用するクラブに減免対象者である旨を通知しますので、提示は不要です。

Q: 4月から生活保護の受給を開始しました。申請書類を6月に提出しましたが、4月、5月分の利用料は、減免の対象になりますか？

A: 減免の対象期間は、生活保護の受給開始月分からとなりますので、4月、5月分の利用料も対象になります。

Q: 市から減免対象者の承認を受けたのですが、申請書類は来年度以降も提出が必要ですか？

A: 申請書類は、毎年度提出が必要になります。来年度以降の申請は、別途ご案内いたします。